

吉岡町浄化槽設置整備事業における既成底板コンクリート（P C板）取扱要領

吉岡町内において国庫補助事業等を受けて設置する合併処理浄化槽について、既成底板コンクリート（P C板）を利用する場合は下記1から6のすべての要件を満たすこととする。

1 既成底板コンクリート構造について

コンクリートの厚さ = 100mm 以上 (18N/mm² 以上)
鉄筋量 = D10mm@200mm 以上

2 既成底板コンクリートの大きさについて

設置浄化槽の外形寸法を原則とし、最低でも浄化槽の底部設置面積のX Y方向共200ミリメートル程度の余裕を持たせた大きさとする。

3 栗石又は切り込み砕石基礎について

厚さ100mm以上及び既成底板コンクリートの（縦・横）幅以上を施工すること。

4 書類添付について

既成底板コンクリートの製造者氏名、製造番号、製品図面、構造計算書。

5 施工について

既成底板コンクリートを使用する場合の基礎工事は、従前同様の工事を必要とし、沈下または変形が生じない適正な施工を行うこと。

捨てコンクリートの省略は可とし、状況に応じてレディミクスコンクリートもしくは均一精度の空練りモルタル材のいずれかを使用し、地業材を十分に被覆したうえで水平出しを行うこと。（施工写真の提出を要す）

6 その他

工事基準は、従来どおり国土交通省令・環境省令に定めるとおりとする。